令和５年（2023 年）第９回ニセコ町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和 ５ 年 ９ 月２１日（木）午後 １ 時２６分から午後 ２ 時００分

２　開催場所　　ニセコ町役場　３階　町民ホール

３　出席委員（１１人）

会長	１２番	荒木　隆志			
会長職務代理者	８番	大野　智美			
委員	１番	大田　和広		２番	佐々木　淳
	３番	髙橋　　洋		４番	大橋　敏範
	５番	倉下　きよみ		６番	久保　正人
	７番	笹塚　成之		９番	長井　　修
	１０番	佐藤　寛樹		１１番	欠　員

４　欠席委員（０人）

５　議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　報告第１号　農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について
第５　報告第２号　農地所有適格法人の要件確認について
第６　報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知書(合意解約)について
第７　議案第１号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第８　議案第２号　農用地利用関係調整委員の指名について
第９　議案第３号　ニセコ町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見について

６　傍聴人　　なし

７　農業委員会事務局職員
事務局長　中川　博視　　　農地係長　佐藤　篤

８　会議の概要

議　長　ただいまの出席委員は、１１名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和５年、第９回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第９条の規定により議長において、
３番　髙　橋　　洋　君、　４番　大　橋　敏　範　君を
指名いたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長と佐藤係長を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
今総会の会期は、本日１日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日１日間と決定しました。

日程第３、諸般の報告をいたします。
令和５年、第８回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。
その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第４、報告第１号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」の件、
日程第５、報告第２号「農地所有適格法人の要件確認について」の件、
日程第６、報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知書（合意解約）について」の件、
３件を議題といたします。
事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局　報告第１号の朗読・説明】

事務局　１件の報告がありました。

今年、令和５年５月に転用許可となった事案で、転用面積約１，５２３㎡でした。
保管･加工･貯蔵施設の建設のための転用となっており着手後進捗率は２％との報告となっています。
工事工程表を５ページに、現場写真を６ページから７ページに添付しております。
以上、報告第１号の説明を終わります。

【事務局　報告第２号の朗読・説明】
３件の報告がありました。法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしております。
要件確認書は、番号１番の法人は９ページに、番号２番の法人は１０ページに、番号３番の法人は１１ページに添付しております。
以上で、報告第２号の説明を終わります。

【事務局　報告第３号の朗読・説明】
貸手借手からなる通知者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。
２件の報告がありました。
貸手と借手による合意解約に至ったもので、合意後即日農地返還となった事案のため、農地法第１８条第１項第２号による許可の必要ありません。
対象地の図面は１３ページと１４ページに添付しております。
以上で、報告第３号の朗読と説明を終わります。

議　長

それでは、ただ今の報告第１号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第２号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第３号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第１号から報告第３号を報告済とします。

日程第７、議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局　議案第１号の朗読と説明】

事務局　本案については、利用権の設定が２件、農用地利用集積計画の総面積は、５０，１０３㎡となっております。
２件の従前賃貸契約は、今月末までに終了し翌月から賃貸借契約の相手方が異なる契約を締結するものです。
１番の事案は期間が５年間で、単価を１０ａ当たり５，５５６円の契約となっております。
２番の事案も期間が５年間で、１０ａ当たりの単価は７，０００円の契約となっております。
調査書は、１７ページから１８ページに添付しており、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件に適合しています。
位置図は、１９ページから２０ページに添付しております。
以上で、議案第１号の朗読と説明を終わります。

議　長　これより、議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。

○　番　発言を求めます。

議　長　発言してください。

○　番　２件の利用権設定に係る１0a当たり単価には、現在ニセコ町内で行われている国営農地再編事業の造成費を考慮していますか。

事務局　２件のうち１件は国営を実施していませんが、１件は実施しており造成費を契約単価に見込んでほしい旨の要望があった話は聞いています。その結果の価格となっています。

○　番　今後、国営事業が終了し、それぞれの造成された農地が流動することがあると思いますが、農業委員会としては価格が適正であるかの判断のためにも造成費の情報を把握しておく必要があると思いますので、今後その対応を検討してください。

事務局　先ずはニセコ町の国営農地再編推進室に必要情報の提供を依頼したいと思います。

〇　番　　今回の議案に上った利用権再設定に係る一方の土地の所有者についてですが、現在高齢で後継者が無く同じく施設に入所している高齢の兄弟がいるだけとなっており、今後所有者に何かあった場合には、農業委員会としてどのようなことができるのか。

事務局　　令和５年４月の農地法改正によって町が地域計画の策定を行うこととなり、計画で中の１０年後の土地利用を計画することとなっており、農業委員会はその土地利用の素案を作成することとなっています。その際に地域で土地利用について検討する事となり、農業委員も地域の話し合いに対しお手伝いすることになります。制度改正に基づき農地所有者に対する取り組みはこのようなこととなろうかと思いますが、一般的に身寄りがない方がなくなられた後の取組か買有については、近所やその関係者から情報を集めることになると思います。

議　長　　他に質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第１号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第８、議案第２号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局　議案第２号の朗読と説明】

事務局　　ご覧のとおりあっせんの申出がありましたので地区担当委員を主任に、隣接地区委員を委員に指名するものです。図面は２２ページです。
以上で、議案第２号の朗読と説明を終わります。

議　長　　これより、議案第２号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第２号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第９、議案第３号「ニセコ町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見について」の件を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局　議案第３号の朗読と説明】

事務局　令和４年５月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、令和５年４月に北海道農業経営基盤強化促進基本方針が変更されたことを受け、本町の基本構想の見直しを行うこととなり、見直しにあたり農業経営基盤強化促進法施行規則第２条に基づき意見を求められているものです。
見直しする基本構想の概要を２４ページから２５ページに添付し、見直し後の構想文について２６ページから４８ページに添付しております。
また、見直し前の構想文と見直し後の構想文を対照する形で作成した新旧対照表について、当初議案とともに事前送付する予定でおりましたが、作製作業がに合わなかったため新旧対照表を議案送付の翌日発送しておりました。作業の遅れによりご迷惑をおかけしました。
対照表では、見直しによって基本構想の内容が文言の追加や削除にとどまらず、基本構想の構成が変更している部分を比較できる資料として追加で送付しました。
以上で、議案第３号の朗読と説明を終わります。

議　長　基本構想の具体的に変更となった箇所等の補足説明をお願いします。

事務局　数値として変更になった箇所については資料２４ページから２５頁の記載のとおりとなっております。
今回の法改正に伴う北海道の基本方針及びニセコ町の基本構想の改正のポイントは、地域計画の策定についてであります。今後１０年後の農地の利用状況を地図に描き農地の利用集積・集約化を促進するものであります。

文言が具体的に記載された個所としては、資料３１ページ上部、４２ページの上段から中段にあります。

議　長　これより、議案第３号「ニセコ町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第２号「ニセコ町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

以上で、議案の審議は全部終了しました。

以上をもって、令和５年９月２１日、第９回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 9 月２１日

議　　　　長　　荒 木 隆 志

署名委員　議席３番　　髙 橋 　洋

署名委員　議席４番　　大 橋 敏 範